

第 72 期司法修習生の方々へ

ようこそ、一弁へ！

第一東京弁護士会への新入会員登録

Q & A

2019 年 8 月版

概 要

(1) 弁護士登録について (Q1~Q5)

第 72 期司法修習生は、司法修習を終え、いずれかの弁護士会及び日弁連に登録し、弁護士となることができます。なお、東京には 3 つの弁護士会があります。

(2) 弁護士登録申請の費用・会費について (Q6~Q9)

第 72 期司法修習生の弁護士登録には 10 万円が必要になります(登録免許税 6 万円、弁護士会入会金 3 万円、日弁連登録料 1 万円)。これは東京三会のいずれの弁護士会でも同額です。その他、月額の手会費等がかかります。

(3) 弁護士会への納付金等について (Q10)

東京三会では、弁護士会の関与のもとで、法律相談・当番弁護士等の業務を取り扱った場合に、受領した弁護士料や報酬の一定割合 (5%・10%等) を所属する弁護士会に納付するという制度があります。

(4) 出産・育児や女性会員への対応について (Q11~Q12)

一弁の場合、出産する女性会員は申請により合計で 4 ヶ月分の一弁の本会会費が免除されます。また、男女を問わず、子が 2 歳に達するまでの育児中、一定の要件を満たす場合、申請により任意の連続 8 ヶ月間を上限に一弁の本会会費が免除されます。なお、物的施設としては、会館内に、授乳、搾乳、休息等に利用可能な女性会員専用室が設置されています。

女性弁護士の活動の場の拡大や育児等のサポートについては、男女共同参画推進本部を設置し検討をしています。

(5) 第 72 期司法修習生の入会手続について (Q13~Q15)

第 72 期司法修習生向けの入会申請書は、2019 年 8 月中旬より、一弁 HP に掲載されます (<http://www.ichiben.or.jp/>)。詳しくは、一弁会員課 (Tel:03-3595-8580) にも相談可能です。一弁では、原則として、一弁の弁護士が紹介者となる必要がありますが、入所先の事務所に一弁会員の弁護士がいない等の事情がある場合は、入会申込時に「事情届」を作成して一弁に提出することになります。

(6) 若手会員向けの対応 (班制度・若手研修・若手会員委員会) について (Q16~Q21)

一弁では、毎年 of 新人弁護士が 6 つの班に分かれ、新入会員入会時の一弁の副会長が班長となって、班ごとに勉強会や懇親会を開催する制度があります。

また、若手弁護士への基礎研修に力を入れており、集合研修・個別研修・委員会研修、弁護士の心構え、国選弁護・法律相談の受任手続、若手弁護士の体験談のパネルディスカッションなど多彩な研修があるほか、登録 10 年目までの若手で構成する若手会員委員会も活発に活動しています。

このほか、若手会員向けだけではなく、会員サポート窓口 (若手会員につい

ては面談だけではなく電話相談も受け付けています。)、メンタルヘルス・カウンセリングサポートなどの制度も利用できます。

(7) 組織内弁護士への対応について (Q22)

一弁では、全国で始めて組織内弁護士を対象の中心とした会内の組織として組織内弁護士委員会を設置していますが、このような組織内弁護士への支援の取り組みは、一弁独自のものです。

Q & A

(1) 弁護士登録について

Q 1 72期修習生ですが、研修所を卒業すれば弁護士になれるのですか。

A 1 弁護士法4条で「司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する」とされており、72期修習生は司法修習を終えると弁護士となる資格が与えられます。

Q 2 72期修習生ですが、日弁連に入会しないで弁護士になることはできるのですか。

A 2 弁護士法8条で「弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない」とされ、日弁連への加入が強制されています。また、日弁連に加入するには「入会しようとする弁護士会を経て」登録申請をするとされ（同法9条）、都道府県にあるいずれかの弁護士会（単位会）への入会も必要です。

Q 3 72期修習生が弁護士になるには日弁連の他に、東京ではどの弁護士会に入会すれば良いのですか。

A 3 東京で弁護士となるには、東京三会（東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会）のいずれかに入会します。東京三会のいずれにするかは入会申請時に選択できます。

Q 4 東京になぜ3つの弁護士会があるのですか。

A 4 大正12年、当時の弁護士法の規定では、各都道府県の既存弁護士会に所属弁護士が300名以上で、その内100名以上の同意があるときには、弁護士はあらたに弁護士会を設立できるとされていました。そして、その規定に基づいて東京弁護士会（東弁）から第一東京弁護士会（一弁）と第二東京弁護士会（二弁）とが分かれて設立され、現在に至っています。

なお、東京三会には、日本の弁護士約4万1200名のうち、約1万9600弱が所属しています（2019年5月1日現在）

Q 5 第一東京弁護士会は、どのような特徴がありますか。

A 5 一弁は、伝統的に和気あいあいとした雰囲気のもとに会員が集っています。若手会員に対しては、班制度を設け、研修にも力を入れています。若手会員委員会を始め、若手会員の活躍している委員会も多数あります。

(2) 弁護士登録申請の費用・会費について

Q6 東京三会の場合、入会の際の登録料はいくらですか。金額に違いがありますか。

A6 72期の方が弁護士登録するには、以下①～④の費用がかかります。①～④は東京三
会いずれも同じ金額です。

- ① 登録免許税 6万円（弁護士名簿登録請求書へ収入印紙を貼付）
- ② 弁護士会入会金 3万円
- ③ 日弁連登録料 3万円（司法修習を終え引き続き登録する者は1万円）
- ④ 月額会費

	会費（注）	日弁連会費	日弁連特別会費	合計
東弁	0	6,200	2,800	9,000
一弁	0	6,200	2,800	9,000
二弁	0	6,200	2,800	9,000

（注）修習終了後6ヶ月間は会費免除、2019年6月より4,500円を納入いただきます。
なお、会費額は臨時総会の決議を経て変更となる場合があります。

Q7 東京三会の本会会費は毎年上がるのですか。

A7 2019年3月末現在の規定では、修習を終えて入会した後の東京三会の会費は以下の
とおりです。東京三会の本会会費は下表のように逡増することになっていますが、これは
入会当初の会費を低く抑えるためであり、4年目以降は徐々に増額され、6年目以降の金
額が一般会費となります。

（東京三会の本会会費：月額）

本会会費	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目（以降）
東弁	2,500	2,500	2,500	7,500	12,500	18,000
一弁	2,500*	2,500	2,500	7,500	12,500	16,000
二弁	2,500*	2,500	2,500	7,500	12,500	16,000

※修習を終えて入会した弁護士会員は、本会会費の納付を半年間免除されます。

※上記の表は毎年12月時点の金額です。一弁及び二弁は12月が会費額変更の基準月と
なりますが、東弁は、修習終了後3年目に達する年の3月までは月額2,500円、4年目
に達する年の3月までは7,500円、5年目に達する年の3月までは月額12,500円、5
年目に達する年の4月以降は月額16,000円と会費額が変わります。

※東弁の6年目以降(2024年12月以降)の会費額については、今後もなお減額等が検討さ
れるとのことです。

Q8 日弁連会費は毎年上がるのですか。

A8 72期の場合、登録から丸2年間は月額6,200円、3年目から月額12,400円となります（ただし、日弁連総会を経て会費額が変更となる場合があります。）。

Q9 東京三会での10年目までのトータルでの会費総額を教えてください。

A9 72期の場合、今後、日弁連と東京三会の月額会費が変動しないとの想定において、丸10年が経過するまでに以下の金額を納付することになります。

(10年分総額)

	本会会費	日弁連会費	日弁連特別会費	合計
東弁	1,503,000	1,339,200	336,000	3,178,200
一弁	1,275,000	1,339,200	336,000	2,950,200
二弁	1,275,000	1,339,200	336,000	2,950,200

※東弁の6年目以降(2024年12月以降)の会費額については、今後の検討により、金額が変更となる可能性があります。

(3) 弁護士会への納付金等について

Q10 東京三会には、法律相談や当番弁護士等を扱くと、報酬の一部を弁護士会に納付する制度があると聞きました。内容を教えてください。

A10 東京三会では、弁護士会の関与のもとで、法律相談・当番弁護士等の業務を取り扱った場合に、受領した相談料や報酬の一定割合（5%・10%等）を、「会員特別負担金」や「納付金」として、所属する弁護士会に納付するという制度があります。納付金等の制度の正確な内容と運用は、東京三会の各担当事務局にお問い合わせ下さい。

(4) 出産・育児や女性会員への対応について

Q11 出産や育児中についての配慮はありますか。

A11 現行の制度として、出産する女性会員に対し、出産予定日の属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日の属する月の前々月から6か月間）の一弁の本会会費が免除されます。また、男女を問わず、子が2歳に達するまでの育児期間中、業務時間

が育児のために週 20 時間を下回った場合で、申し出があったときは、任意の連続する 8 ヶ月間を上限に一弁の本会会費が免除されます（出産した女性の場合一般的には 1 年の会費免除ということになります。）。公益活動の義務（Q18）についても、就学前の子を養育する会員は一定の条件で免除されています。

物理的施設としては、会館内(13 階)に、授乳、搾乳、休息等に利用可能な女性会員専用室が設置され、義務的な研修を受ける際にベビーシッターを準備する制度もあります。

Q12 男女共同参画に向けての取組はありますか。

A12 女性の参画を促し、その環境を整備するため、役員、委員長、委員等の女性会員の比率を上げることや出産・育児の支援を内容とする「第一東京弁護士会男女共同参画基本計画」が 2019 年度から実行に移されています。これを受けて、男女共同参画推進本部において、会内の女性の声を積極的にとりいれて発信する活動や、一弁の女性会員を対象に女性社外取締役候補者名簿を整備して公表する等の活動をしています。

(5) 第 72 期修習生の入会手続について

Q13 72 期修習生が研修所修了後に一弁に入会するには、いつまでに、どうすれば良いのですか。

A13 72 期の場合、一弁に入会するには、72 期向けの入会申請書を一弁 HP から以下にアクセスしてダウンロードできます。2019 年 8 月中旬から HP に掲載される予定です。
<http://www.ichiben.or.jp/> 71 期以前の方が一弁に登録換えする場合の入会申込書は、一弁事務局（弁護士会館 11 階）で配布されています。

72 期の一斉登録日（修習を終えて最も早く弁護士登録がなされるであろう日）に登録をしたいと考える場合には、入会受付期間内に、入会申請書に添付書類と必要な印紙や登録料を添えて一弁事務局へ簡易書留郵便で提出する必要があります。72 期の入会受付期間は、2019 年 9 月中を予定しております（受付期間が決まり次第、一弁 HP「入会について」に掲載いたします。また、会員課（03-3595-8580）にもお問い合わせ下さい。）。

なお、入会申込書の記載内容にご質問があるときは、一弁会員課（Tel:03-3595-8580）に連絡いただければ丁寧にご説明いたします。

Q14 自分が入所する事務所には一弁会員の弁護士はいませんが、一弁に入会できるのですか。

A14 入会できます。弁護士法 4 条で「司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する」とされ、72 期修習生は修習を終えたら弁護士となる資格がありますので、所属事務所の他の弁護士がいずれの会に入会しているかは問題となりません。

Q15 一弁に入会申請する場合、紹介者の署名は必須ですか。私は「ソクドク」（即独）したいと考えていますので、紹介者をお願いできないのです。

A15 一弁では、入会申込書に紹介者1名（一弁会員に限る）の署名押印が必要とされるのが原則ですが、例外として、「会長が認めるときは紹介者の署名を必要としない」とされています。72期の場合で、「ソクドク」（即独）される場合や、登録予定先に一弁会員の弁護士がいない等により紹介者1名の署名を得ることができない事情がある場合は、入会申込時に「事情届」を作成してご相談ください。

(6) 若手会員向けの対応（班制度・若手研修・若手会員委員会）について

Q16 一弁には若手会員を複数の班に分けて研修や懇親会を催す「班制度」があると聞きました。詳しく教えてください。

A16 一弁では、63期以降、毎年の新人弁護士がいくつかの班に分かれ、新規登録研修当日・倫理研修当日に班ごとの懇親会を開催したり、暑気払い・忘年会・勉強会や懇親活動等を継続的に行っています。新入会員入会時の一弁の副会長が班長となり、副会長退任後も班の活動に参加します。71期の場合6つの班に分かれています。

この班制度は、司法制度改革により新入会員弁護士数が急増し、同期の間の連帯感や信頼関係に基づく人間関係が築きにくいという意識のもとに発足したものです。弁護士活動においては、業務や環境、世代を共通にする同期の友人らと交流し、時には意見の交換や相談をすることは大変有用です。班制度は、事務所に同期がいない弁護士や、交流範囲が狭くなりがちな組織内弁護士はもちろん、事務所に同期がいる新入会員にとっても、新たに知り合った同期の間での人間関係が構築でき、新入会員からも、一弁に入会してよかったと歓迎されている制度です。たとえば、71期では、2019年1月に班ごとの懇親会が開催され、その後、年に何回か班ごとのゼミや飲み会が行われる予定です。

Q17 弁護士になったら、国選事件や法律相談・当番弁護も手がけてみたいと思いますが、一弁では新人向けに何かサポートをして頂けるのですか。

A17 一弁は若手弁護士への基礎研修に力を入れています。若手弁護士向けには、集合研修・個別研修・委員会研修が行われ、弁護士の心構え、国選弁護・法律相談の受任手続、若手弁護士の体験談のパネルディスカッションなど多彩な研修があります。研修は、eラーニングを含めて基本的に無料です。また、若手会員向けだけではなく、会員サポート窓口、メンタルヘルス・カウンセリングサポートなどの制度も利用できます。

そして、会員サポート窓口では、若手会員について、面談と電話相談の双方を随時受け付けています。

Q18 弁護士になったら、通常の業務の他に、公益的活動にも尽力したいと思っているのですが、一弁ではどのような制度がありますか。

A18 弁護士が法律専門家としての公益的活動を行うことはその職責として当然とも言えます。東京三会ではいずれも各会により定められた一定の公益活動を毎年度行うものとされています。なお、公益活動として認められる内容等の詳細は、『公益活動義務履行の手引き』で紹介しています。

Q19 一弁ではどのような研修を受講することができますか。

A19 一弁の研修には、3つの特徴があります。第1に専門実務分野の研修が多いこと、第2に若手弁護士への基礎研修に力を入れていること、第3にeラーニングの研修環境を取り入れるなど、利用しやすい研修を目指していることです。専門研修では、建築紛争、事業再生、倒産事件、労働事件、会社法事件、渉外事件、刑事事件などの専門的法実務分野に力を入れています。また、研修予定時間に急な仕事が入っても、eラーニングがあれば自宅や事務所からHPにアクセスして研修を受講することができます。具体的には、弁護戦略・法廷技術・医療法律相談・中小企業支援・裁判員裁判など、幅広い研修を用意しており、2018年度は、破産等申立ての実務、株主総会、成年後見、法律相談研修、犯罪被害者相談、刑事弁護基礎研修、裁判員裁判研修等を幅広く実施しています。

さらに、72期を対象として、税務、企業法、契約書レビュー、刑事弁護など15回前後の実務講座を用意しています。

初年度にはこれらの研修の一定数を受講するほか、倫理・法律相談・刑事弁護などについての研修を履行することとなります。

Q20 一弁の場合、新入会員は、いずれかの委員会に研修委員として参加すると聞きました。この制度の内容を教えてください。

A20 一弁では、新入会員となった場合、入会から1年間は希望する委員会に研修委員として参加することになります。一弁には、人権擁護委員会、刑事弁護委員会、消費者問題対策委員会、民事介入暴力対策委員会、労働法制委員会、総合法律研究所等、多くの委員会があります。弁護士として活動する際の参考となる先輩弁護士の経験談などをお聞きできるかもしれません。

総合法律研究所は、会員の自己研鑽を促進するとともに、当会の法律実務に対するノウハウ、知見等の蓄積を図り、文字どおり当会のシンクタンクとして研究成果を広く一般会員の利用に供することを目的に創設されたものです。主な研究部会としては会社法研究部会、倒産法研究部会、知的所有権法研究部会、租税訴訟実務研究部会などがあります。総合法律研究所の各研究部会の活動については、当会HP

<http://www.ichiben.or.jp/approach/kenkyu/>をご覧ください。

Q21 一弁では、新入会員や若手弁護士が積極的に活動を行っている委員会があると聞きました。どのような委員会か教えてください。

A21 新入会員や若手弁護士が積極的に活動を行っている委員会は少なくありませんが、ここでは「若手会員委員会」を紹介します。

「若手会員委員会」は、弁護士登録後 10 年目以内の会員によって構成される委員会です。おおむね登録 5 年目までの会員を若手会員と位置付け、多くの若手会員の方に一弁への帰属意識を高めて頂くとともに、若手会員間相互の連帯感・一体感を感じて頂くことを目的として、若手会員向けのスキルアップ研修、研修後の懇親会、修習修了 5 周年記念パーティ等の企画・開催、若手会員を対象としたその勤務実態・当会に対する要望等に関するアンケート調査の実施等の活動を行っています。

「若手会員委員会」は、弁護士登録後 10 年目以内の会員によって構成されていることもあり、新入会員が近い年次の若手弁護士に気軽に相談したり、経験談を聞くことで、参考になることもあるようです。

(7) 組織内弁護士への対応について

Q22 一弁での組織内弁護士へのサポート体制について教えてください。

A22 近年、組織内弁護士の人数は急激に増加し、2016 年には日弁連における組織内弁護士の構成割合は約 5 パーセントとなりました。一弁における組織内弁護士の構成割合はさらに高く、約 9.7%となっています。

このような状況を踏まえ、一弁では、2012 年に、全国で初めて組織内弁護士の研究・研鑽を主たる目的として、総合法律研究所内に組織内法務研究部会を立ち上げ、2018 年度からは独立し、組織内弁護士委員会として活動を始めています。同部会・委員会では、組織における法務の実情調査を行い、あるべき組織内法務のあり方の議論を行ってきました。その一部の研究成果は法律雑誌で報告し、2014 年には『企業内弁護士雇用の手引き』という小冊子を出版し、これは一弁のホームページに掲載されています (<http://www.ichiben.or.jp/data/kigyonaibengoshitebiki.pdf>)。

一弁では、今後も組織内弁護士の弁護士会における重要性が増すと考え、組織内弁護士の法務に関する各種法律問題の調査研究等のみならず、組織内弁護士に対する更なる積極的な支援を行うこととしています。

以上

第 72 期司法修習生の方々へ

ようこそ、一弁へ!

第一東京弁護士会への新入会員登録 Q & A

第一東京弁護士会

問い合わせ先

第一東京弁護士会 業務推進第二課

TEL: 03-3595-8582

FAX: 03-3595-8577